

令和6年2月28日

受注者様

長野市 長  
長野市上下水道事業管理者

令和6年3月から適用の公共工事設計労務単価等に係る特例措置  
及び建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）  
の運用等について

本市では、国土交通省等の決定に基づき、新たな公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）を令和6年3月から適用します。

ついては、新労務単価に係る特例措置及び建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用等について、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 令和6年3月1日以降の契約に係る新労務単価の特例措置について

(1) 対象となる契約

次の全ての要件に該当する契約

ア 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事請負、設計等業務委託及びその他業務委託

イ 令和5年3月から適用されている公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」という。）によって積算し、予定価格が定められたもの

(2) 特例措置の内容

1 (1)の対象となる契約については、新労務単価に基づく請負代金額又は業務委託料の変更の協議を請求することができます。

(3) 協議の請求

協議を請求する場合は、契約締結日から1か月以内（1か月を経過する日が工期又は履行期間の末日まで20日に満たない場合は、工期又は履行期間の末の20日前まで）に別添「請負工事契約・業務委託契約の変更協議書」を提出してください。

## 2 建設工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

### (1) 対象となる契約

次の全ての要件に該当するもの

- ア 令和 6 年 2 月 29 日以前に契約を締結した工事請負
- イ 残工期が基準日から 2 月以上残っていること。
- ウ 基準日以降の変動後残工事代金と変動前残工事代金の差額が変動前残工事代金の 100 分の 1 を超えていること。

### (2) インフレスライド条項の適用等

2 (1) の対象となる契約については、建設工事請負契約書第 26 条第 6 項を適用し、請負代金額の変更を請求することができます。

### (3) 協議の請求

適用の可否等について担当部署に確認の上、別添「工事請負契約書第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（請求）」を提出してください。

なお、協議の請求は、次の賃金水準の変更が行われるまでを原則とします。

## 3 長期の契約に係る新労務単価の特例措置について

### (1) 対象となる契約

次の全ての要件に該当するもの

- ア 令和 6 年 2 月 29 日以前に契約を締結した設計等業務委託及びその他業務委託で、債務負担行為、長期継続契約又は繰越により、2 か年度以上に及ぶもの
- イ 旧労務単価によって積算し、予定価格が定められたもの
- ウ 令和 6 年 4 月 1 日以降の履行期限であること。

### (2) 特例措置の内容

3 (1) の対象となる契約については、令和 6 年度以降の期間について、新労務単価に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができます。

### (3) 協議の請求

適用の可否等について担当部署に確認の上、令和 6 年 3 月 29 日（金）までに別添「請負工事契約・業務委託契約の変更協議書」を提出してください。

## 4 留意事項

- (1) 積算方法等によっては、上昇分の全てについて変更の対象とすることができない場合があります。

- (2) しゅん工、完了したものは、変更の対象とすることができません。
- (3) 契約の変更に当たって別途予算措置等が必要となるものは、変更契約の締結に時間を要する場合があります。
- (4) 1 (3)、2 (3) 及び 3 (3) の変更協議書は、いずれも押印不要です。

## 5 技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

本市では、新労務単価の上昇及び長野市公契約等基本条例の趣旨等を踏まえ、特例措置等を定めたところですが、これらが確実に技能労働者の処遇改善等に結びつくことが重要であると考えています。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、受注者の皆様におかれては、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結された請負代金額の見直しを含め、技能労働者の賃金水準の見直しや、法定福利費相当額への適切な反映等がなされるよう対応をお願いするとともに、再下請以降の請負契約に関しても同様の対応が図られるようご指導いただくなど特段のご配慮をお願いします。

財政部契約課

電話 026-224-5015 (工事担当・企画担当)

026-224-7035 (物品担当)